

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人日本都市計画家協会

団体代表者 役職・氏名

会長 山本 俊哉

分類

法人番号

5010405002890

団体コード

申請団体の住所

東京都千代田区神田小川町3丁目28番地5 axle御茶ノ水306号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
(2)公正な事業実施について
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
(4)情報公開について（情報公開同意書）
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

必須入力セル 申請時入力不要
任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名(主)	まちづくり団体の人材と組織を育み、地域主体で社会課題を解決する仕組みづくり事業	
	事業名(副)		
	団体名	認定NPO法人日本都市計画家協会 (JSURP)	コンソーシアムの有無
支援対象区分	②民間公益活動を実施する担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	B組織運営		
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野4			

優先的に解決すべき社会の課題

領域/分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援 ④ その他
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	④ 働くことが困難な人への支援 ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 ⑥ 女性の経済的自立への支援 ⑦ その他
○ (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援 ○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 ○ ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	参加しやすい仕組みを整え、多様な主体によるネットワークを形成することで、包摂的な地域づくりを進めることが可能であり、地域の未来像を共に描き、学びを実践に結びつけ、検証し改善していくプロセスそのものが、目標11.3が掲げる「参加型で持続可能な人間居住計画の強化」に対応している。チームビルディングや外部交流の機会を通じて新しい人材を巻き込み、柔軟で持続可能な組織づくりを促す点も、持続可能なまちづくりの推進に直づくといえる。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ ささまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	住民・専門家・行政が協力して将来像を描き実証事業を進めること、資金調達支援や組織基盤の強化を通じて行政や民間の支援制度と団体活動をつなげる仕組みを構築すること、また、多様な主体によるネットワーク形成や新たな担い手の参画を促進していることは、経験や資源を活かした効果的なパートナーシップの推進にあたり、目標17.17の実現に直接貢献する取り組みといえる。

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	198/200字
設立目的：都市・地域づくりに関心と参加の意思を有するさまざまな人々が、調査・研究・提言、支援活動・人材育成等の事業を行うことにより、協働・協力・連携して豊かで魅力的な都市・地域空間と文化の創造に貢献し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。ビジョン：「より多くの人が自分たちのまちに関心を持ち、地域課題を解決できるようになっている」、ミッション「まちづくりの力で社会課題を解決する」	
(2) 団体の主な活動	197/200字
1993年設立、2001年NPO法人化、2014年認定NPO法人取得。会員約400名。実務で培った経験とスキル（まちづくりや地域再生等の専門知識、コーディネート・プランニング・事業推進力）を活かし、ハード・ソフト両輪から関係者とともに取組む伴走型支援を基本に活動。全国各地への出前講座や復興支援（中越、東日本、西日本豪雨、熊本地震等）を通じてまちづくり団体の活動やネットワーク化を支援している。	

II. 事業概要

				契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です。	
実施時期	(開始)	2026/2/1	(終了)	2028/12/31	対象地域	全国
事業概要	本事業は、地域社会の活力低下や社会的困難に直面している地域において、地域に根差して活動するまちづくり団体を対象とした支援プログラム。公募の対象は、①長年にわたり地域で活動してきた団体、②新たに設立された課題解決型団体、の2種類。 申請書類およびヒアリング調査をもとに組織診断を実施し、選定会議を経て5団体を選定。採択後は、団体ごとに目標値や事業成果を確認しながら支援計画を策定し、伴走的に支援を行う。 支援プログラムは三本柱で構成。 「エリアで取り組む」は、現地での伴走支援をベースに、地域関係者と共に未来像を描き、課題解決に必要な知識を学び、計画の策定・実践・効果検証までを一貫して推進。これにより、エリア全体での課題解決力を高め、継続的な事業化を可能にしていく。 「人とチームを育てる」は、現場での実践や対話を通じてチーム力を強化していく。さらに、交流の場や継続的な接点の仕組みを整備し、多様な関係者の協働を促進。新たな担い手が団体の一員として参画・定着することで、持続可能な組織形成を進めていく。 「経営力を高める」は、合同研修や伴走支援を通じ、各団体が実践的に経営力を高められるよう支援。広報や会計など基礎的な講座による基盤整備に加え、中期計画やビジョン・ミッションを策定。資金戦略と連動させることで、次年度以降につながる事業化の見通しを立て、継続的な運営を可能にしていく。 本プログラムは、地域での協働体制を構築し、エリア全体で課題解決に取り組む視点、担い手を「育成」し、チーム力を高めて組織変革を促す姿勢、経営的視点を導入し、安定した運営基盤を築き取り、という三本柱を軸とする、新たな支援手法となる。これにより、持続可能な地域づくりを実現し、地域社会全体の力を高めることを目指す。 全国には活動・組織に課題を抱えている団体が数多く存在している。今回の事業が課題解決の第一歩となり、支援プログラムや活動成果をとりまとめ発信することで、まちづくりの知見を広く共有し横展開につなげていきたい。					
	851/800字					

III.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	978/1000字
<p>全国的な少子高齢化や人口減少により、地域コミュニティの維持が年々困難となっている。その結果、長年受け継がれてきた文化や暮らしの継承が難しくなり、防犯や福祉といった共助の仕組みも弱体化し、日常生活に支障をきたす地域も増えている。こうした状況の中、支援対象団体は住民主体でまちづくりに取り組み、地域課題の解決を目指しているものの、事業実施や組織運営の面で複数の課題を抱えている。</p> <p>■担い手不足と組織の硬直化</p> <p><課題>長年活動を続ける団体では、メンバーの高齢化と固定化が進み、新規参画者が少なく組織の柔軟性が低下している。新設団体では、個々のスキルや熱意を原動力に活動を行うものの、地域連携や事業化が進まず、活動基盤が脆弱である。</p> <p><背景・要因>人口減少により地域内の若年層や外部人材の参加が困難である。組織の運営や文化が既存メンバー中心で固定化しており、新しい人が入りやすい環境になっていない。また新設団体では、運営ノウハウや財源確保の仕組みが整っておらず、持続的な活動の維持が難しい。</p> <p>■運営基盤の弱さ</p> <p><課題>住民や行政との関係は良好であるものの、活動はボランティアに依存しており、安定した収益基盤を欠いている。短期的なイベント等が中心になりやすく、長期的な組織成長や持続的発展にはつながりにくい。</p> <p><背景・要因>人件費や事業費に充てる安定財源がなく、資金調達に課題がある。善意や熱意に依存した体制が続き、戦略的・経営的視点を持った組織運営が行われにくい状況にある。</p> <p>■地域全体での課題解決視点の不足</p> <p><課題>団体ごとに個別課題に取り組み傾向が強く、対応が断片的になりやすい。「買い物困難」「空き家増加」「子育て世代の孤立」など複合的課題に対して、包括的な解決には至っていない。</p> <p><背景・要因>地域内の関係者間で将来像や優先課題の共有が十分でなく、協働の仕組みが形成されていない。住民・企業・行政など多様な主体が横断的に連携する仕組みも未成熟である。</p> <p>支援対象団体は、地域課題解決に向けて意欲的に取り組んでいるが、担い手不足、運営基盤の脆弱性、地域全体での連携・対応不足という三つの課題を抱えている。背景には、人材不足や財源確保の困難、協働体制によるエリア課題解決の未成熟といった要因があり、これらを克服しなければ持続的な地域づくりは困難である。</p>	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取り組み状況	401/400字
<p>■エリアで取り組む（地域全体での課題解決）</p> <p>国土交通省では「都市再生整備計画事業」により、中心市街地でのウォークアブルなまちづくりや歴史資源の活用を推進している。また、地方創生交付金を活用した「エリアマネジメント支援」では、官民連携による再開発や商業活性化を促進している。JSURPでは制度の枠組みを活用しまちづくり団体の課題解決に向けた活動の初期支援を行っている。</p> <p>■人とチームを育てる（担い手不足・後継者育成）</p> <p>総務省は地域おこし協力隊や地域づくりインターンを通じ、若者を地域に呼び込み担い手不足の解消を図っている。さらに集落支援員制度や地域運営組織（RMO）研修により、住民合意形成や組織形成を支援。</p> <p>■経営力を高める（組織基盤強化への支援）</p> <p>休眠預金等活用事業では、資金分配団体が実行団体に対して財務管理や社会的インパクト評価を含む伴走支援を行い、組織基盤そのものの強化と変革を後押ししている。</p>	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	390/400字
<p>■エリアへの対応：都市再生整備計画事業やエリアマネジメント支援は都市部を想定した制度であり、人口減少や高齢化が進む地域では適用が難しい。本事業は、住民・企業・行政が将来像を共有し、生活課題と地域経営を一体的に解決する取り組みを支援する。</p> <p>■人とチームの育成：既存制度は外部人材の派遣に偏りがちだが、本事業はチームビルディングや組織マネジメントを伴走支援。地域住民自身が主体的に学び、活動や実証事業を通じて成長できる仕組みを重視している。</p> <p>■経営力の強化：任意団体や基盤が弱い組織への支援は限られている。本事業は活動や実践と連動しながら伴走することで、組織の基盤強化を実効性ある形で進めることが可能となる。</p> <p>■独自の意義：本プログラムは、地域課題を包括的に解決するエリア支援、担い手を育てるチームづくり、自立を促す経営力強化を三位一体で支援する点で、既存施策にない独自の意義を持つ。</p>	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手	(2)支援対象団体数	5団体程度
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	372/400字		
<p>■活動する地域：少子高齢化や人口減少により地域コミュニティの弱体化が進み、住民主体の活動が停滞している地方都市の旧市街地や郊外、中山間地域の集落。これらの地域では「生活の利便性低下」「コミュニティの弱体化」「環境悪化」が複合的に進み、大都市以上に深刻な課題が顕在化している。</p> <p>■活動分野：まちづくりを通じて社会課題解決に取り組むもので、小学校区などコミュニティ単位での実践が中心となる。</p> <p>■活動内容：まちづくりの活動は多岐にわたる。①歴史的建築や景観の保全、里山や水源林の維持管理、伝統芸能や技術の継承といった地域資源の保全活動、公民館や観光拠点などの地域施設の運営、交流拠点づくりに取り組む。また、地域イベントやボランティアガイド、空き家活用による人の呼び込み、さらには高齢者や子どもの見守りなど、住民を支えるコミュニティ活動も展開している。</p>			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	393/400字		
<p>支援対象は、①長年地域で活動してきた団体と、②新たに立ち上げられた課題解決型団体を想定する。まちづくり団体の傾向として、いずれもボランティア主体で収益基盤は弱い、地域から一定の信頼を得ている。</p> <p>■組織形態：NPO法人や一般社団法人などの法人団体、住民主体の地域運営組織・まちづくり協議会、商店街組合などが含まれる。①は住民主体で活動実績を積んできた組織、②は立ち上げ段階のグループから法人化を目指す段階を想定。</p> <p>■規模：①は助成金や会費を基盤に年間事業費1,000万円未満で展開しており、有償スタッフが少数いる程度、②は自己資金や小規模イベント中心で200万円未満が目安となる。</p> <p>■成長ステージ：①が拡大期から衰退期かの分岐点にあり、担い手育成や収益化、自主的な運営体制の強化が課題。②は「立ち上げ・実証期」にあり、個々の熱意に依存しており、事業化・資金確保・チーム形成が求められる。</p>			

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	233/200字
<p>持続的な地域活性化：地域課題が継続的に解決され、事業・プロジェクトが自立的に推進され、地域に好循環が生まれる。</p> <p>協働・ネットワーク基盤の定着：地域内外の関係者が連携・協働できる仕組みが広がり、新たな担い手が参画、定着していく。</p> <p>活動の自立性・持続可能性の確立：団体や地域活動が自立的に継続され、成果が社会に広がることで、長期的な価値を生み出す</p> <p>地社会的好循環の創出：成果や成功モデルが他地域へ広がり、地域課題解決の取り組みや協働の好循環が社会全体に波及していく。</p>	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	57/100字								
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
地域課題に対応できる力や運営基盤を整え、担い手育成と協働による開かれた組織づくりを通じ、持続的な地域活動を目指す。		新規担い手の参画数（スタッフ・コメンター） 協働プロジェクトの数（具体的な課題解決型プロジェクト）		0人/団体 0件/団体				3人/団体 3件/団体	

(5)-2 短期アウトカム (事業期間中に達成される目標)										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
01 地域課題に対応するための専門知識と実践スキルが向上し、具体的に実行可能なプロジェクトを企画・推進できるようになる。		具体的な地域課題解決プロジェクト案の数		○	0件				4件/団体	
02 住民・企業・行政・団体など地域内外の関係者が協働できる仕組みが整備され、新たな担い手が参画しやすい組織文化が醸成される。		新たに協働関係を築いた団体・個人の数 新たな担い手が団体メンバーとして関与する数		○	0団体 0人				5団体・10人/団体 3人	
03 地域内外のワークショップや研修を通じて新しい知識や視点を習得し、団体メンバーの活動意欲・モチベーションが向上する。		参加者の活動意欲・モチベーション向上に関するアンケート		○	—				活動意欲・モチベーションが向上した割合 8割以上	
04 広報、会計、ガバナンス、資金戦略等の運営基盤が確立され、団体の実務力が向上し、活動の継続・発展の目途が立つ。		助成金申請件数・寄付獲得実績		○	0件				次年度事業実施につながるための事業資金の目途が立つ	
05 成果や実践ノウハウが整理・発信され、他団体や地域が学び・活用できる環境が整う。		成果レポートや広報誌の発行数、公開件数		○	—				WEB上で公開	

(5)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)								
	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
01-01 「地域の強み・課題・資源」が整理され、将来像が「見える化」され、関係者間で共通認識と合意形成がなされている。		作成された将来ビジョンの数 ワークショップの開催数、参加者数・他団体数		○			ビジョンマップの作成 1部/団体 3回以上の開催・延べ60人以上参加	
01-02 参加者が地域課題解決に必要な専門知識を習得し、具体的なプロジェクトアイデアを整理・精査し、実現可能な計画として設計する。		参加者の専門知識の理解度向上 (アンケート) 計画されたプロジェクト数		○			参加者の理解度・習得度 8割以上 4つ以上のプロジェクトを策定/団体	
01-03 プロジェクトの試行実施により、効果と課題が明らかになる。将来の事業展開に向けた改善ポイントやノウハウが蓄積される。		ブレインメイキングワークショップの実施回数 実証実験の成果と課題のレポート化件数		○			1回以上実証事業を開催/団体 成果と課題のレポート 1部/団体	
02-04 住民、企業、行政、団体など多様な主体がつながり、企画したプロジェクトを協働で実施する計画がつけられる。		プロジェクトの計画に協働体制として明記する団体数 新規連携団体・個人数 (情報発信を意識した参加者)		○			イベントの開催数 1回以上/団体 新規情報の入手 20人以上/団体	
02-05 組織内の役割分担・意思決定の仕組みが明確化され、若手や外部人材が参画しやすいチーム体制が整備される。		組織の活動メンバーとなる新たな担い手数 役割分担や意思決定ルールの策定数		○			3名以上/団体 役割分担、意思決定、会議ルールなどが文書化/団体	
03-06 参加者が新しい視点や知識を獲得し、活動意欲が高まっている。全国的なネットワークとのつながりが構築されている。		全国まちづくり会議への参加回数 パネリストとしての登壇回数		○			6回入/団体 (1団体2名、3回参加) 1回入以上/団体 (パネリストとなり発表する)	
04-07 広報、会計、ガバナンス等の基礎知識を習得し、団体実態に合わせた実装していくための整備環境が整う。規定類や情報発信ルールなどが整備される。		広報、会計、ガバナンス等の基礎知識取得度 (アンケート) 合同研修の開催数		○			アンケート調査で8割以上が理解度が向上し実務で運用可能と回答 合同研修の開催数 3件	
04-08 団体のビジョン・ミッションが明確化、中期ロードマップが策定され、計画的な活動が可能になる。		団体のビジョン・ミッションの策定件数 中期計画の策定件数		○			団体のビジョン・ミッションの策定 1件/団体 中期計画の策定 1件/団体	
04-09 助成金申請や寄付獲得に向けた知識を習得し、多様な資金調達モデルが検討・構築される。		中期計画に基づく資金戦略を策定 合同研修の開催数		○			資金戦略プランの策定 1件 合同研修の開催数 2件	
05-10 団体の支援内容と成果が社会に可視化され、関係者や他団体への知見共有が促進される。		広報誌「planners」の発行・公開 「まちづくりNOTE」の発行・公開		○			広報誌「planners」の発行 600部・WEB上で公開 「まちづくりNOTE」の発行 1000部・WEB上で公開	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
00-00-00 公募・審査 公募要領、必要な書類等を整え、公募を開始。HP、SNS等での発信に加え、関係機関への個別周知を行い、活動の周知を図る。書類提出後、適合団体に対して団体ヒアリングを実施。組織診断をもとに、審査会を開催し団体を選定する。		2026/2/1~2026/5/31	123/200字
00-00-00 対象支援団体の支援計画を作成する 採択団体とMTGを行い、課題内容の把握と共に、支援終了時の目標値と到達点を合意。エリア・人材育成・経営基盤の3つの柱に沿った支援計画を策定する。		2026/6/1~2026/9/30	98/200字
01-01-01 エリアで取り組む：地域の将来像の共有 プロデューサーと専門家による伴走支援。団体以外に地域の関係者にも広く声をかけ、取り組む。ワークショップの中で「地域の強み・課題・資源」を棚卸し、将来像を「見える化」し合意形成していく。		2026/9/1~2027/1/31	121/200字
01-02-02 エリアで取り組む：専門分野の知識の習得・事業設計プロジェクト化 プロデューサーと専門家による伴走支援。テーマ（観光、空き家活用など）に応じた専門家による講座とワークショップを開催。知識を習得し、具体化に向けた検討を進める。アイデアを整理・精査し、プロジェクトを企画設計していく。		2027/2/1~2027/8/31	149/200字
01-03-03 エリアで取り組む：実証事業と効果検証 プロデューサーと専門家による伴走支援。実証事業としてブレイスメイキング・ワークショップを実施し、地域の空間や資源を活かした取り組みを試行します。ワークショップの過程や成果を効果検証し次につなげる。		2027/9/1~2028/10/31	126/200字
02-04-04 人とチームを育てる：協働・実践とネットワーク形成 プロデューサーと専門家による伴走支援。事業開始時から住民や企業、行政、団体など多様な主体に広く声掛けを行い、ワークショップやイベントなどを通じてつながりを築く。多様な主体によるネットワークを広げ、協働の基盤を強化していく。		2026/9/1~2028/10/31	145/200字
02-05-05 人とチームを育てる：チームビルディング プロデューサー＋専門POで組織の設計を行い実践を通じて組織形成と定着化を図る取り組み。既存メンバーに固定化された組織から、新たな担い手が参画しやすく活力あるチームへと発展させる。役割分担や意思決定の仕組みを見直し、若手や他団体の人材が関われる参加ルートを整備。その実践を通じて組織ルールとして定着させる。		2026/9/1~2028/10/31	181/200字
03-06-06 人とチームを育てる：セッションの参加・交流 全国まちづくり会議のイベントを活用したセッション合同研修の実施。外部との交流を通じて新しい視点を獲得し、活動意欲を高める。プロジェクトの団体担い手がパネリストとして登壇するセッションや、イベントでの交流機会を創出する。		2026/10/1,2027/10/1,2028/10/1 年1回開催	140/200字
04-07-07 経営力を高める：組織基盤の強化・人材育成 専門POによる講座と個別伴走支援。全国まちづくり会議で支援団体の合同研修におけるワークショップを実施。広報・情報発信や会計業務、ガバナンス・コンプライアンスに関する基礎講座を実施。規定類の整備、日常の情報発信など個別課題に応じたサポートを実施し、実務に即した仕組みづくりを進める。		2026/9/1~2027/12/31	171/200字
04-08-08 組織力を高める：中期計画・ビジョンミッション策定支援 プロデューサー＋専門POによる講座と伴走支援。中期ロードマップ作成の基礎講座を実施し、全国まちづくり会議での合同研修でのワークショップを通じて相互学習を促す。加えて伴走支援により、各団体のビジョンやミッションを具体化し、中長期計画へとつなげる。		2027/4/1~2027/12/31	159/200字
04-09-09 ファンドレイジング・資金調達支援 専門POによる講座と伴走支援。全国まちづくり会議では合同研修。持続的な活動を目指しファンドレイジング基礎講座を行う。中長期計画と連動した資金戦略を検討。助成金申請の添削や個別相談を通じて実践力を高め、多様な資金調達モデルの構築を支援。		2027/10/1~2028/10/31	143/200字
05-10-10 プログラム・成果の発信 研修内容の一部資料を冊子としてとりまとめる、団体の支援内容と成果をレポートとしてとりまとめる。冊子として発行するとともに、WEB上で公開する。		2027/4/1~2028/12/31	92/200字

(5)-5 インプット	
人材	運営体制：マネージャー2名、専門PO3名、プロデューサー5名（団体採択後に公募し決定）、専門講師（団体の事業実施の内容をもとに選定）、評価アドバイザー3名（団体選定時の審査委員も兼ねる。中間および事業終了時の評価に関わる。）
資機材、その他	実証実験（団体のブレイスメイキングワークショップの実施内容によって異なる）で必要となる建具（ベンチ・看板・テント等）、レンタル品（キッチンカー、音響設備等）、スペースの賃借

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	1023/1000字
<p>■ 組織診断の実施</p> <p><目的> 支援対象団体の選定段階で組織診断を実施する。組織診断は、支援プログラムの成果を最大化できる団体を見極めることを目的とし、採択後の支援計画策定の基礎資料として活用する。書類審査だけでは把握が困難な団体の実態や内部合意、支援への意欲などをヒアリングで確認し、提出書類とヒアリング結果を総合的に評価したうえで、審査会にて支援対象団体を決定する。評価項目は、組織の成長力・実行力・協働力を重視し、団体の課題解決力や支援活用力を見極める構成とする。これにより、持続的な地域活性化や事業の自主化、地域における好循環の創出に貢献できる団体を選定する。</p> <p><診断項目></p> <p>①成長・実行意欲：支援プログラムを通じて組織や事業を成長させる意欲があるか、計画を最後まで実施し、成果を出す組織力・個人力があるか ②協働・ネットワーク力：他団体や行政と連携してプロジェクトや事業を推進できるか、地域行政との関係が良好で、協働の土台が整っているか、固定化された組織から脱却し、外部と柔軟に協力できる体制か ③事業化・プロジェクト実行力：課題解決型プロジェクトを構想し、検証・改善を通じて成果につなげられるか、活動成果を事業として運営し、収益性や持続可能性を高める意欲・能力があるか ④組織基盤・担い手力：新たな担い手やスタッフの確保の目的があり、役割分担の理解があるか、会計管理・広報・IT化など、組織運営基盤を整備する意欲と実行力があるか</p> <p>■ ヒアリング調査の実施</p> <p>課題の把握、検証方法として、書類審査とヒアリング調査を併用する。書類審査では申請書類をもとに課題や活動内容を整理・把握する。ヒアリング調査は代表者や運営メンバーに聞き取りを行い現状や課題、内部合意の状況を確認する。</p> <p><調査項目></p> <p>① 組織・運営体制：役割分担、意思決定・内部統制の状況、法人化の意向、② 財務・資金調達：収支状況、資金調達方法、経営基盤の安定性、③ 活動・課題認識：活動内容と実績、解決したい社会課題、組織・活動上の課題の深掘り④ 支援ニーズ・活用意欲：希望する支援内容、実現したい成果、目指す地域像⑤ 外部・地域内での関係：他団体・地域・行政との協働状況、協働の実務的障壁の有無⑥ 人材・担い手：担い手育成・巻き込みへの意欲、チームビルディングや役割分担の意欲⑦ 財務・情報発信・組織基盤：会計処理、情報発信、業務ルールの活用状況、担当者の有無やスキル、IT化の状況</p>	

(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	925/1000字
<p>■支援対象団体への支援内容の決め方</p> <p>団体の課題に的確に対応するため、支援内容の決定は以下のプロセスで行う。</p> <p>書類審査やヒアリング調査を通じて、活動実態・組織基盤・事業課題を把握。採択後の初回MTGで顔合わせを行い、支援終了時の目標値と到達点を話し合う。担当プロデューサーと専門POが共同で分析を行い、重点的に支援すべき領域を抽出する。抽出された課題に対し、エリア・人材育成・経営基盤の3つの柱に沿った支援の方向性を設定する。支援内容は、団体の意向や成長可能性と照らし合わせて調整し、無理なく実行可能な形に落とし込む。このプロセスにより、団体のニーズに即しつつ、支援の成果が最大化される支援計画を導き出す。</p> <p>■支援対象団体との関係構築</p> <p>支援効果を高めるためには、団体との信頼関係の構築が不可欠である。そのため、現地で事業実施の担当となる「プロデューサー」の選定は、現地支援経験や地域ネットワーク、団体との親和性を基準に選定し、団体に最適な人材を配置する。また、担当プロデューサーの現地訪問は、原則1～2か月に1回訪問し、団体や地域関係者との関係を強化する。地域ビジョンから実践事業まで伴走する体制を築く。</p> <p>専門POは、組織基盤やチームづくりの観点から関係を構築し、合同研修や個別伴走を通じて団体の実務力向上を支える。</p> <p>定例MTG：オンラインを含む定例MTGを設け、進捗確認や課題の早期把握を行う。信頼関係を維持しながら課題解決を促進する。</p> <p>■支援計画の作成</p> <p>支援内容は「エリアで取り組む」「人とチームを育てる」「経営力を高める」の三つの柱で整理する。</p> <p>支援プログラム① エリアで取り組む：プロデューサーが中心となり、地域資源や課題をもとにプロジェクト・事業のテーマ設定や専門家の選定を行う。</p> <p>支援プログラム② 人とチームを育てる：プロデューサーと専門POが連携し、事業実施に直結する人材育成・チームビルディングを計画する。</p> <p>支援プログラム③ 経営力を高める：専門POが中心となり、合同研修や個別伴走を通じて経営基盤の強化方針を策定する。</p> <p>最終的にはマネージャーを含む合同会議において、三つの支援プログラム間の連動性を確認し、全体の支援計画を策定する。</p>	

V. 支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	186/200字
<p>申請団体の募集は、ホームページやSNS、メールマガジンなど多様な媒体を通じて定期的に情報を発信し、幅広く周知を図る。加えて、自治体やまちづくり団体といった関係機関への個別周知や、各支部・地方会員のネットワークを活用し、地域に根差した団体にも情報が届くよう工夫する。オンライン説明会を実施し、応募希望者の疑問を解消するとともに、事業の目的や趣旨への理解を深める機会とする。</p>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	321/200字
<p>当団体が資金分配団体として他事業を推進する際には、以下の対応を行い、実行団体等との透明性を担保していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の月次報告書の提出と、月1回以上の実行団体とのMTGを実施。MTGにおいては必ず2名以上のPOや担当者が参加する。 ・事業開始時に共有メールアドレス（事務局メールアドレス）を作成。メールのやりとりには事務局メールを活用することで複数名がやり取りを見れるほか、主要なメンバーは必ずCCに含んでやり取りを行う。 ・資料共有や団体から提出される月次報告書はすべて共有ドライブ（googleドライブ）に入れ、メンバー全員が確認できるように権限を付与。また月次報告書のドライブにはJANPIAのPOにも権限を付与し、情報共有を行った。 	

VI. 主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	424/400字
<p>■強み</p> <p>伴走型事業支援スキルとして、地域に入り込み団体の活動に応じた支援を行い、地域特性に即した活性化や担い手育成を推進できる体制を有する。毎年延べ1000人が参加する全国まちづくり会議を開催し、複数のセッションで団体間の交流・学びを提供。2年に1度の表彰制度で140近い団体を表彰し、全国ネットワークを通じ草の根活動を支援。震災時にはタスクフォースを組織し、新潟中越地震や東日本大震災などで復興支援を実施し、地域の自立・自走化に向けた伴走型支援を継続。活動成果は広報誌やノウハウ冊子で発信し、WEB上でも公開している。</p> <p>■専門性</p> <p>マネージャー、プロデューサーはまちづくり・事業化の専門能力を有し、伴走型で実効性のある支援が可能。休眠預金等活用事業の実績を持つ専門POは、事業設計・運営、団体フォローアップ、評価・報告業務を担い、組織基盤強化や広報・ファンディングにおいて、それぞれの専門性を活かし団体の規模や段階に応じた柔軟な伴走支援が可能。</p>	
(2) 支援実績と成果	680/800字
<p>■地域主体のまちづくり推進事業</p> <p>住民主体のまちづくり初期を支援するため、団体の要望テーマに応じた講師を派遣し、2～4回の講座やワークショップを実施してきた。これまで29団体で展開し、まちづくりの機運を醸成した。また、空間を活用した実証実験（プレイスメイキング）に取り組み、短期間の体験と成果を基に事業化に向けたワークショップを実施。これまで8団体で地域活動の「見える化」とまちづくりへの機運醸成に寄与した。一部の団体には、支援事業を通じて地域の関係者が集結し、将来像を議論するエリアプラットフォームの構築や空きスペースの運営など、成果を活かした持続的な活動につなげている。</p> <p>■震災復興支援（東日本大震災ほか）</p> <p>災害支援活動では、新潟中越地震、東日本大震災、能登半島地震の発生直後からTFを組み、復興まちづくり活動を支援。2011年東日本大震災では、発生直後にタスクフォース（TF）を立ち上げ、専門家間の情報共有プラットフォームを構築した。国や自治体に対し緊急提言を行い、その後、大槌・釜石・大船渡・陸前高田・気仙沼・石巻・新地などで復興まちづくりのビジョン策定や合意形成支援を展開した。女性や若手の参加促進を通じ、地域の担い手育成にも寄与した。発災から10年間、継続的に伴走支援を行い、コミュニティの再生と自立に貢献している。</p> <p>■全国まちづくり会議の開催</p> <p>本会議は今年で20回目を迎える。開催期間中は10～20のセッションを実施し、各セッションごとに担当者が企画・パネラー選定・運営・成果報告を行っており、毎回延べ1000人が参加するまちづくりの祭典である。</p>	
(3) 支援ノウハウ	463/400字
<p>当団体は、専門性と実績に基づく伴走型アプローチを中心とした支援ノウハウを有している。現地に入り込み、地域や団体の状況に応じて対話を重視することで、単なる課題解決にとどまらず、地域が自走できる仕組みづくりを支援する。一気通貫で地域とプロジェクトの両面を見据えた伴走型支援を提供できる体制を整えている。</p> <p>資金調達や組織基盤強化の支援では、ファンレイザーとしての知見を活かし、資金調達の多様化や組織再編、中長期計画の策定をサポートする。広報・情報発信、会計に関しても、担当メンバーの実績・スキルに基づき、柔軟かつ持続可能な支援を実現している。特に3名の専門POは、休眠預金等活用事業におけるPOとしての実績を有し、事業設計・運営、団体フォローアップ、評価・報告業務を一体的に支援する能力を備えている。</p> <p>さらに、広報誌「Planners」やテーマ別まちづくりノウハウ冊子を通じ、事例やノウハウを体系的に整理・発信しており、行政・団体・住民に幅広く普及させることでモデルの展開を可能にし、学びと実践の循環を促すノウハウも有している。</p>	

(4) 実施体制	383/400字
<p>マネージャー2名（渡会・中川）：専門的な知見と実務経験をもとに、マネージャーとして全体統括、リスク管理と課題対応を行う。</p> <p>専門PO3名（千葉・■■■■・木村）：事業全体の推進及び、専門分野に基づく伴走支援、事業設計・採択御プロセスの運営、団体フォローアップと事務管理、評価・報告関連業務を担う。</p> <p>プロデューサー5名（団体選定後）：現地に入り団体の事業実現に向けた一気通貫の伴走支援を行う。専門POと協働して、協働・実践とネットワーク形成、チームビルディングに取り組む。</p> <p>専門講師5〜10名ほど（団体選定後）：各団体の抱えている課題、目指す成果に向けて、専門家を招聘。プロデューサーとともに、現地支援を行う。</p> <p>評価アドバイザー3名（選定中）：団体選定時の審査委員も兼ねる。まちづくり団体の支援実績、専門的知見、審査の実績を踏まえて選定。中間および事業終了時の評価に関わる。</p>	

(5) コンソーシアム利用有無 0

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）		
氏名	役割・役職	実績・資格等
渡会 清治	マネージャー・理事	技術士（都市および地方計画） 市民参加型まちづくりに30年以上従事。東日本大震災において支援タスクフォース統括を担当し、被災地復興の伴走支援に10年以上継続的に取り組む。
中川 智之	マネージャー・理事	技術士（都市および地方計画）/一級建築士/認定都市プランナー 都市・住宅・地域まちづくりにおける豊富な実務経験を有する。全国各地で伴走型まちづくり支援を実践 町田市「住みよいまちづくり奨励」に基づくアドバイザー就任など。
千葉 葉子	専門PO・常務理事	準認定ファンドレイザー/ファンドレイジングスクール修了 2023・2024年度「緊急支援枠」においてPOを担当。団体の事業設計・採択プロセス運営、フォローアップを実施、ファンドレイジングできるPOとして、資金調達・組織再編・中長期計画策定に伴走支援中。

85/200字

110/200字

126/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制	403/400字
<p>■ ガバナンス・コンプライアンス体制</p> <p>常務理事をコンプライアンス担当理事に選任し、その下に監視委員会を設置。監視委員会は、会長・副会長・専務理事・常務理事の4人で構成し、受託事業に関して定期的に監視を行い、健全で透明性の高い事業運営を確保する。</p> <p>■ 不正行為に対する対策</p> <p>「公益通報者保護規程」を整備し、役職員や関係者が通報・相談できるヘルプライン窓口を設置。通報内容については迅速に調査・対応を行い、不正行為の早期発見と是正につなげる体制を構築。</p> <p>■ 利益相反等の管理</p> <p>「利益相反防止規定」を定め、役職員が特別な利益を受ける行為を禁止している。ただし、専門性や地域特性などに基づく特別な優位性が認められる場合には、「会員企業等との契約に関する規程」に則り、理事会承認を経たうえで適切に対応する。なお、本事業においては、役職員が関与する企業への業務委託は原則行わず、必要に応じて人件費または謝金として処理。</p>	

事業期間		2026/2/1 ~ 2028/12/31
活動支援団体	事業名	まちづくり団体の人材と組織を育み、地域主体で社会課題を解決する仕組みづくり事業
	団体名	認定NPO法人日本都市計画家協会

		助成金
事業費		49,668,000
	直接事業費	43,088,000
	管理的経費	6,580,000
評価関連経費		999,960
合計		50,667,960

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,010,000	16,992,000	21,234,000	10,432,000	49,668,000
直接事業費	580,000	14,562,000	18,804,000	9,142,000	43,088,000
管理的経費	430,000	2,430,000	2,430,000	1,290,000	6,580,000

[円]

2. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (B)	999,960	0	0	0	999,960

3. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B)	2,009,960	16,992,000	21,234,000	10,432,000	50,667,960

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	認定特定非営利法人日本都市計画家協会		
郵便番号	101-0052		
都道府県	東京都		
市区町村	千代田区		
番地等	神田小川町3丁目28番地 5 axle御茶ノ水306号室		
電話番号	03-6811-7205		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jsurp.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://note.com/jsurp/	
		https://www.facebook.com/jsurp	
		https://www.instagram.com/npo_jsurp/	
		https://x.com/npo_jsurp	
設立年月日	1993/04/09		
法人格取得年月日	2001年8月21日 (2014年10月3日～認定NPO法人)		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマモト トシヤ
	氏名	山本 俊哉
	役職	会長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	42
理事・取締役数 [人]	40
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	18
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	3
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	14
有給 [人]	組織運営に中心的に関わるメンバー数。プロジェクトによって有償。
無給 [人]	14
事務局体制の備考	常務理事：千葉葉子、理事：渡會清治（非常勤）、副会長：原拓也、事務局員：■■■■、■■■■

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	21
団体会員 [団体数]	下記は団体賛助会員数
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	21
個人会員・ボランティア数	447
ボランティア人数(前年度実績) [人]	60
個人正会員 [人]	165
個人その他会員 [人]	222

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	官民連携まちづくり事業（国交省）：地域住民等が主体となったまちづくりの推進に向けて、「地域主体のまちづくり」の重要性やノウハウに関する出前講座やワークショップ等を各地で開催、まちづくりの機運を高めるとともに担い手の育成を図る。他、震災復興関連等。

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	まちづくり団体の人材と組織を育み、地域主体で社会課題を解決する仕組みづくり事業
団体名:	認定NPO法人日本都市計画家協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第25条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第26条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第25条、第26条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第26条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第29条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第29条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第31条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第38条-3
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第3章第14条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規則	第2条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第34条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第35条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第34条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第38条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第38条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第40条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第38条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条-4
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条-5
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	給与規定	第3条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第1条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	利益相反防止規定	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	利益相反禁止規定	第4条～第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反禁止規定	第4条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第3条～第6条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開に関する規定	第2条～第11条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	情報公開に関する規定	第2条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止規定	第4条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規定	第4条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規定	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第3条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開に関する規定	別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条～第9条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第15条～第16条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第17条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第5章